

公 示

和 運 整 公 示 第 6 号
令 和 8 年 10 月 9 日

「令和 8 年度 整備管理者選任後研修」【対面】の実施について

旅客自動車運送事業運輸規則(昭和 31 年運輸省令第 44 号)第 4 6 条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成 2 年運輸省令第 22 号)第 3 条の 5 に定める、令和 8 年度整備管理者選任後研修を下記のとおり実施する。

近畿運輸局和歌山運輸支局長

記

1. 研修対象者

道路運送車両法第 50 条第 1 項の規定により、旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者が選任している整備管理者であって次に掲げる者

イ) 整備管理者として新たに選任した者

ロ) 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

2. 研修の日時、会場

別紙 1 のとおり

※加盟している協会により日程が異なりますのでご注意ください。

※オンライン研修も実施計画中（別途公示予定）

3. 申込み方法等

(1) 次の協会加盟事業者は受講申請書（別紙 2）により、加盟する協会に受講申込みを行うこと。

（一社）和歌山県バス協会

（一社）和歌山県タクシー協会

（公社）和歌山県トラック協会

(2) 上記 3.(1)の協会に加盟していない事業者にあつては、それぞれの研修の申込み期間内に支局 HP からウェブ予約により申込みを行うこと。FAX では受付しないこととする。研修日の 1 週間前まで(閉庁日の場合は、直前の開庁日)に申込みを行うこと。

※定員に達し次第、申込みを締め切ります。

(3) 研修は、無料です。

4. 研修内容

(1)近年の事故事例並びに事故防止対策に関する事項、法令改正に関する事項

(2)自動車技術の進歩、車両管理の手法に関する事項、その他整備管理に必要な事項

5. 持ち物

(1)個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証など受講者本人を確認できるもの

(2)筆記用具

(3)研修資料

以上